

大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日

最終改正 令和8年4月1日

(趣 旨)

第1条 知事は、大和平野土地改良事業により造成された頭首工や水路等の施設が、農業用水を安定供給し、地域農業の振興に寄与するため高い公共性を有することから、受益地内の農地や分水施設、配水系統等の情報を管理・活用して、効率的で適正な維持管理を行うための経費について、大和平野土地改良区（以下「改良区」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしその交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、大和平野土地改良事業で造成された各施設等の各種情報を管理活用する電算システムの運用に要する経費とする。

2 補助額は知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする改良区は、大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業内容及び収支予算書（別紙1）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助指令)

第4条 知事は、第3条の交付申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその改良区に対し、補助の指令をするものとする。

2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した改良区が申請を取り下げでき

る期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(指示及び検査)

第5条 知事は、補助の指令を受けた改良区に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(事業変更の承認)

第6条 補助の指令を受けた改良区は、補助申請書の記載事項について変更しようとするときは、あらかじめ、大和平野受益地情報利活用推進事業費補助金変更交付申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助の指令を受けた改良区は、補助金の交付決定にかかる年度の12月末日において、事業遂行状況調書(第3号様式)を作成し知事に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

第8条 補助の指令を受けた改良区は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了した日から30日以内又は、補助事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに事業完了報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書及び収支精算書(別紙2)

(2) その他知事が必要と認めた書類

(完了検査)

第9条 知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、改良区から提出された補助金交付請求書(第5号様式)により、補助金を交付するものとする。

(書類の保存)

第11条 補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間これを保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 奈良県土地改良団体運営費補助金交付要綱（平成元年制定）は廃止する。
- 3 廃止前の奈良県土地改良団体運営費補助金交付要綱に基づく、奈良県土地改良団体運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。